

陳 情 書 等

件 名

指定管理者の透明性確保と指導監督の徹底に関する
陳情書

令和8年1月10日

宇治市議会議長様

前田 清宣

指定管理者の透明性確保と
指導監督の徹底に関する陳情書

【陳情の要旨】

市営駐輪場の指定管理者が作成・保有する運営資料について、市が確実に把握・管理し、市民の検証に資する体制を構築することを求めます。

【陳情の理由】

駐輪場の指定管理施設において、運営の透明性を確認するための基本資料（定期申込書、留置ノート、定期管理ノート）が「市に存在しない」として情報公開されない事態が発生しています。

これは、市議会が承認した指定管理者が、適正に業務を遂行しているかを議会や市民が監視する権利を阻害するものです。

市に対し、指定管理業務の重要なプロセスにおける文書の取得・保存を義務付ける運用改善、および指導監督の徹底を強く促してください。

添付資料：非公開決定通知書（7字都交第515号）

添付

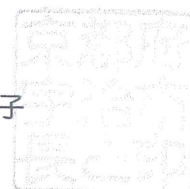
別記様式第6号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書(不存在等)

7宇都交第515号
令和8年1月5日

前田 清宣 様

宇治市長 松村 淳子



令和7年12月18日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公文書の公開をしないことと決定しましたので、宇治市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	指定管理者宇治市シルバー人材センターが作成・保有する JR 小倉駅北駐輪場の管理運営に関する市が取得・閲覧・指導・監督のために入手し得る以下の文書 ①定期申込書（令和6年度分：R6/4/1～R7/3/31） ②留置管理ノート（令和6年度分：R6/4/1～R7/3/31） ③定期管理ノート（令和6年度分：R6/4/1～R7/3/31）
2 公文書の公開をしない理由	不存在 請求に係る公文書については、作成も取得もしておらず、当該公文書を保有していないため
3 担当課等	都市整備部交通政策課
4 備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宇治市を被告として（訴訟において宇治市を代表する者は宇治市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。